



古代地域史研究と出土史料 「加賀郡榜示札」の史料性格



前田 禎彦（神奈川大学専任講師 / COE共同研究員）

歴史の研究をしていると、常にフィールドに出て文書調査にあたるのが当たり前と思われがちであるが、私のように古代史を専攻している場合には少しばかり事情が異なる。第一に、その他の時代と比べて古代史の史料はきわめて少ない。しかも、その史料のほとんどは現在しかるべき機関に所蔵されており、研究者といえども容易に接することができないケースも多い。いきおい日常利用する史料は刊本や写真版が中心となる。第二に、古代史の史料は中央政府が作成した典籍・文書がほとんどで著しく中央に偏している。近年、古代史の分野においても地域に根ざした歴史を構築する動きがみられるが、その試みは初めから以上のような困難を背負わされている。それでも研究は着々と進展しつつあるのが現状であると思うが、その際、重要な役割を果たすのが発掘にもなつて出土する木簡などの文字史料である。最近では地方の出土史料をめぐる研究の発展はめざましく、古代史専攻とは言え、平安時代の平安京社会の問題を主に扱う門外漢の私が口を出す余地はほとんど無きに等しいが、ここでは発掘時の現地説明会に参加して、たまたま実見する機会があった石川県河北郡津幡町の加茂遺跡から出土したいわゆる「加賀郡榜示札」の史料性格について若干思うところを述べてみたい。

加茂遺跡（石川県河北郡津幡町）は能登半島のいわば根っこにある河北潟東岸の丘陵裾部、旧国名で言えば加賀・能登・越中三国の結節点にあたる交通の要衝に位置する。このあたりは石川県でも有数の遺跡密集地帯で、加茂遺跡も弥生時代から室町時代まで断続的に営まれているが、そのうち古代の主要遺構としては古代北陸道の道路遺構、大溝、40棟以上の掘立柱建物、井戸などが確認されている。出土した「加賀郡榜示札」に「深見村」と見えることから、北陸道に設けられた「深見駅」関連遺跡かとも考えられている。

この遺跡の中を走る古代北陸道の西側溝に直交する平安時代前期の大溝から、多量の墨書土器・木製食器などとともに一枚の木簡が出土したのは2000年6月のことで

あった。当時、重要な発見として新聞などでもかなり大きく扱われたのでご記憶の方もあるだろう。出土した木簡は上・下端部を欠く縦23.3センチ、横61.3センチの長方形のヒノキ材で、表面の墨色はほとんど失われていたが、字画部分が盛り上がっていたため判読は可能であった。そして解読の結果、この木簡が、平安時代前期、9世紀の嘉祥年間(848～851)に加賀郡司が郡内の深見村の有力者に宛てて出した命令書を路傍に掲示し、民衆に伝達した「榜示札」であることが明らかになったのである。

「榜示札」の内容は、差出と宛所、事書(命令の要約)、8か条の禁制、加賀国符の引用、加賀郡符の本文、加賀郡司の署名、年月日、受領者の署名の8部分からなる。「榜示札」全体は嘉祥2年(848)2月12日加賀郡符(加賀郡司の命令書)という様式をとるが、中心になるのは郡符が引用する正月28日加賀国符(加賀国司の命令書)の部分である。注目されたのは国司が命じた8か条の禁制内容であった。酒に酔って乱暴におよぶ者を処罰すること(第7条)本籍地から浮浪・逃亡して村内に隠れ住む者を摘発すること(第5条)など村内秩序の維持に関わる決まりとともに、農民は午前4時から午後8時まで農作業に従事すること(第1条)皆で溝・堰の造成・修理にあたること(第3条)5月30日以前に田植えを終えること(第4条)など百姓の農業生産、いわゆる勧農に関わる事項が並べられている。江戸時代に農民に対して出されたと言われる「慶安のお触書」にならって、この「榜示札」を「古代のお触れ書き」と称する所以である。

さて、以上が「加賀郡榜示札」の概要である。今後も内容の検討は進むであろうが、実は「榜示札」全体の史料性格をどう理解するかという最も基本的な点で現在二つの異なる見解がある。一つは、中央政府が下した太政官符(太政官の命令書)の内容を加賀国司が国符として加賀郡司に下し、これを加賀郡司が部内に伝達したものであるとする理解。したがって、当然のことながら、同様の「榜示札」が全国のあちこちで掲示されていたことになる。これに対して、いま一つは新任の加賀国司が

着任に際して下した儀礼的な国符を加賀郡司が部内に伝達したものと理解である。つまり、「勝示札」の中心となる加賀国符の内容が太政官からの命令による全国的なものなのか、加賀国司の意思にもとづく一国内に限定されたものなのかについて理解の違いがあるのである。

まず前者の見解について。確かに、禁制内容は百姓への訓戒や勸農に関する一般的な事柄が中心で、加賀国固有の問題を扱った具体的なものではない。しかし、既に指摘があるように、太政官符にもとづき国符が発給される場合、その国符は何時出された太政官符によるのかを明示するのが原則である。したがって、太政官符の引用を欠くこの加賀国符が全国に出された太政官符にもとづき作成されたという理解が成り立つ余地は全くないと断言できる。

いっぽう後者は、平安時代中期に新任国司が赴任に先立って京都から現地の役人に下す新司宣という文書との内容の類似を指摘した上で、この加賀国符は、赴任した新任国司が国内に対して最初に下す儀礼的な国符、いわば施政方針のようなものであったと解釈する。新司宣に対する着目は卓見で、このように理解すれば国符が一般的な事柄を内容とするわけも難なく理解できる。基本的に私もこの解釈が妥当だと考えるが、しかし弱点がないわけではない。というのも、残念ながら国符の出された嘉祥2年の時点における加賀国司の任命を目下のところ史料上は確認できないからである。とすれば、新任時に限らず、こうした国符が毎年出ていた可能性も考慮する必要があるのではなかろうか。

加賀国符の出された正月末という時点に注目してみよう。古代・中世の農事暦によると、正月は神事の月で農民たちは田遊びなど予祝のための神事や儀礼に明け暮れるが、2月になると荒田打ち(田起こし)や苗代作り、さらに用水の整備など具体的な農作業が始まることになる。つまり、2月は農作業が本格的に始まる勸農の季節に当たるのである。その2月に先立って一国の支配を委ねられた国司が百姓に農作業のための心得を教え諭したのが、この国符だったのではなかろうか。朝から晩まで農作業に勤しみ、5月30日までに田植えを終えよとの趣旨をもつ国符の内容は任初以上に年頭にこそふさわしい。今後、新史料の出現や釈文・解釈の見直しによって新任国司の下した新制とみる理解が結局は正しかったとなる可能性も大きい。今のところ国司が下す毎年恒例の国符、いわば年頭教書のようなものであった可能性も捨て切れないというのが私の見解である。

「加賀郡勝示札」の出された9世紀は「良吏」と呼ばれる国司たちが地方政治の刷新に大いに力を振るった時代として知られている。そこでは国司の主要な任務として民生を安定させ、百姓の農業生産を発展させるための勸農行為が重視されたのだが、「加賀郡勝示札」は、そうした国司の勸農行為の重要性を端的に示す史料として、これまでにない大きな価値を有している。この史料によって、9世紀の地方政治における国司の役割や地方社会の状況を考えるより具体的な手がかりが得られたと思う。

また、新任時のものか毎年恒例のものか、いずれにせよ2月に勸農のための「勝示札」が出されていることから、もう一つの興味深い問題が浮かび上がってくる。それは、なぜ正月の除目で国司が任命されるのかということだ。平安時代の除目(官吏の任命)は秋と春の二度行われ、前者は京官除目といい主に中央官司の官人が任命され、後者は外官除目といい主に地方官、すなわち国司が任命される。なぜ春正月の除目が国司を対象とするのか、これまでその理由を明確に述べた見解はたぶんないと思うが、これも国司の勸農行為との関わりで理解できるのではなかろうか。すなわち、律令国家の理念では新年の始まりである正月に任命された国司がただちに任地に赴き、農作業が本格的に始まる2月に勸農を実施するという農事暦に見あった行政のサイクルが存在していたのではなかろうか。ここに農業を基盤として成立した律令国家の基本的あり方がうかがえるように思う。もっとも、この理解についてはなお検討の余地があり、ことさらに主張するつもりはないが、一つの解釈の可能性としてご叱正を仰ぎたいと思う。

以上、『非文字資料研究』にふさわしくない文字史料の解釈に終始してしまっただが、日頃、考えてはいても、これまで書くには至らなかった思いつきを気軽に書かせていただいた。考察としては不十分なものに過ぎないが、ご参照いただければ幸いである。

参考文献

- 平川南監修、(財)石川県埋蔵文化財センター編『発見! 古代のお触れ書き 石川県加茂遺跡出土 加賀郡勝示札』(大修館書店)2001年
藤井一二「加茂遺跡出土「勝示札」の発令と宛先」(『砺波散村地域研究所研究紀要』18)2001年
鈴木景二「加賀郡勝示札と在地社会」(『歴史評論』643)2003年
三上喜孝「『平安時代のお触れ書き』を読む」(『歴史と地理』575)2004年